

建設経済の最新情報ファイル
RICE monthly
RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 77

·95 7

CONTENTS

I. ヨーロッパ建設市場の動向 ——ユーロコンストラクト会議資料より	1
II. ロシアの最新動向（その3）	6
III. 第12次欧米調査団速報版（その1）	10
IV. 「投資のあり方委員会」中間報告の概要	14
V. 米国事務所から	25



財團
法人

建設経済研究所

〒105 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

住友新虎ノ門ビル7F

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

I. ヨーロッパ建設市場の動向—ユーロコンストラクト会議資料より

第39回「ユーロコンストラクト会議」は6月30日、ロンドンで開催された。

例によって参加15か国の建設市場の実績と予測が発表されたので、資料をもとにその内容をかい摘んで紹介したい。

1. 建設市場の推移

ここでいう建設市場とは建設投資に維持修繕を含めたものをいう。すなわち、

$$(\text{建設市場}) = (\text{建設投資}) + (\text{維持修繕})$$

という関係が成り立つ。日本で通常いう「建設投資は81兆円」という場合は、維持修繕ははいらない。

またユーロコンストラクト参加15か国とは、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリー、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、イギリスである。

さて、15か国の合計を見ると、1993年に対前年度比でマイナスを記録したが、その後持ち直し94年は2.7%のプラスに転じた。95～96年にかけては2～3%程度の成長が予測されている。

93年は15か国中なんと12か国までがマイナス成長。そのため全体でも-2.7%であった。しかし94年になり今度は逆に15か国中11か国までがプラスの成長を記録した。95年はすべての国がプラスの成長を予測している。

この傾向から欧州の建設市場は93年で底を打ち、回復に向かっていると見て差し支えないだろう。

2. 1994年各国別建設市場内訳

前年で底を打って1994年は回復を示した。内訳で、最も大きな伸びを示したのは住宅投資である。3か国を除きプラスとなった。中でもドイツ、アイルランド、ノルウェー、スイス、オランダが二桁伸びた。反対に民間非住宅は相変わらずマイナスを示している。土木投資も9か国でプラスの伸びを示

した。

いずれの点でも市場規模が大きいドイツの伸びが堅調であることが、欧州全体の伸びを支えていると見られる。

3. ヨーロコンストラクト15か国の部門別建設市場の推移

前項でみた内訳を、5か年にわたって推移を見ると、興味深い傾向が見られる。住宅は92年からプラスで推移している一方で民間非住宅は92~94年までマイナスを示しており、オフィスビルなどの低迷がここ数年続いてきたことが明らかである。また土木投資と維持修繕がともに93年に底を打って、94年からプラスに転じている。

4. ヨーロコンストラクト15か国の建設市場、維持修繕、住宅ストック、住宅着工戸数の大きさ（1994年）

建設市場の対GDP比は、前年と大きな変わりはない。イギリスは相変わらず一桁台である。建設市場における維持修繕の割合も、大きな変化はない。この市場が大きいのはデンマーク、フランス、イタリー、スウェーデン、オランダ、イギリスなどで、3割を超えている。反対に、ベルギー、ポルトガル、スペイン、スイスなどは2割に満たない。

人口1,000人当たりの住宅のストックについて見ると、450を超えているのが、デンマーク、フィンランド、フランス、スウェーデン、スイスである。北欧を中心に生活水準の高い国が並んでいる。

また1,000人当たりの住宅着工戸数を見ると、目立って低いのがデンマーク、スウェーデン、イギリスで、逆に高いのがオーストリア、西ドイツ、スイスとなっている。これは住宅ストックの大きさとは直接の関係は見当たらない。

各 国 別 建 設 市 場 の 推 移

(単位: 10億ECU(1994年価格)、対前年度伸率(%))

	1992	1993	1994	1995	1996
オーストリア	27.9 (4.9)	28.3 (1.4)	29.3 (3.5)	30.0 (2.5)	30.6 (2.0)
ベルギー	22.4 (3.5)	21.9 (-2.4)	22.2 (1.4)	22.8 (2.6)	23.5 (3.0)
デンマーク	13.0 (-0.1)	12.5 (-3.9)	12.9 (3.0)	13.5 (5.2)	14.1 (3.9)
フィンランド	11.0 (-17.0)	9.4 (-14.4)	9.1 (-3.9)	9.3 (2.4)	10.3 (11.6)
フランス	104.7 (-3.0)	98.4 (-6.0)	98.1 (-0.3)	99.3 (1.2)	101.7 (2.4)
ドイツ	196.9 (10.0)	202.6 (2.9)	217.9 (7.5)	229.2 (5.2)	234.2 (2.2)
アイルランド	4.7 (0.2)	4.7 (-1.0)	5.1 (8.5)	5.5 (9.0)	5.8 (5.6)
イタリー	95.2 (0.9)	88.2 (-7.3)	85.2 (-3.5)	85.8 (0.8)	87.6 (2.0)
ノルウェー	9.5 (0.0)	9.3 (-3.1)	9.7 (4.2)	10.3 (6.9)	10.9 (5.9)
ポルトガル	8.8 (2.5)	8.8 (0.0)	8.9 (1.0)	9.4 (6.5)	10.1 (6.8)
スペイン	52.9 (-6.0)	48.8 (-7.6)	49.4 (1.1)	50.6 (2.4)	52.1 (2.9)
スウェーデン	21.1 (-7.7)	19.5 (-8.0)	18.9 (-2.9)	19.9 (5.4)	20.4 (2.5)
スイス	27.5 (-2.3)	26.9 (-2.2)	28.1 (4.4)	28.5 (1.6)	28.8 (1.0)
オランダ	29.3 (1.4)	28.3 (-3.5)	29.2 (3.3)	30.3 (3.6)	30.5 (0.9)
イギリス	63.1 (-3.7)	62.0 (-1.8)	63.9 (3.1)	64.2 (0.5)	65.0 (1.2)
合 計	688.1 (1.1)	669.5 (-2.7)	687.6 (2.7)	708.6 (3.1)	725.6 (2.4)

(注) 1995、96年度については、各国の調査機関による予測値。

1994年各国別建設市場の部門別内訳

(単位:10億ECU(1994年価格)、対前年度伸率(%))

	住宅投資	民間非住宅投資	公共非住宅投資	土木投資	維持修繕(建築)	合計
オーストリア	7.9 (13.0)	5.1 (-8.5)	1.7 (0.5)	5.5 (3.5)	9.1 (4.0)	29.3 (3.5)
ベルギー	7.2 (1.5)	5.3 (-1.0)	2.1 (3.0)	3.8 (10.0)	3.8 (-4.0)	22.2 (1.4)
デンマーク	1.2 (3.0)	1.1 (-3.0)	0.7 (4.5)	3.7 (0.0)	6.1 (6.0)	12.9 (3.0)
フィンランド	1.9 (-6.0)	1.5 (-7.0)	0.5 (-24.0)	2.5 (-5.0)	2.7 (6.0)	9.1 (-3.9)
フランス	20.2 (5.7)	10.5 (-12.7)	5.0 (-3.0)	21.5 (-1.5)	40.8 (1.6)	98.1 (-0.3)
ドイツ	75.0 (18.0)	39.7 (3.0)	6.6 (1.5)	43.4 (3.0)	53.2 (2.5)	217.9 (7.5)
アイルランド	1.7 (24.8)	0.8 (-5.5)	0.3 (39.4)	1.1 (-2.2)	1.1 (4.2)	5.1 (8.5)
イタリー	21.2 (-6.0)	11.2 (-12.0)	2.5 (-6.5)	15.7 (-3.2)	34.5 (1.5)	85.2 (-3.5)
ノルウェー	1.7 (33.8)	1.8 (7.0)	0.8 (-8.0)	3.5 (-2.5)	1.9 (0.7)	9.7 (4.2)
ポルトガル	2.7 (0.4)	1.1 (-3.2)	0.9 (0.4)	3.6 (3.0)	0.6 (1.0)	8.9 (1.0)
スペイン	13.9 (3.0)	4.6 (-10.0)	3.1 (-2.3)	17.7 (1.5)	10.1 (5.0)	49.4 (1.1)
スウェーデン	1.5 (-48.9)	2.4 (11.4)	1.8 (8.6)	6.0 (9.0)	7.1 (-0.2)	18.9 (-2.9)
スイス	9.2 (16.4)	4.4 (-11.5)	3.9 (1.4)	5.6 (4.5)	5.1 (3.2)	28.1 (4.4)
オランダ	6.6 (16.0)	3.5 (-9.0)	1.7 (13.0)	5.9 (3.0)	11.6 (0.0)	29.2 (3.3)
イギリス	9.8 (8.0)	12.0 (7.3)	6.6 (5.0)	11.2 (-8.2)	24.3 (4.7)	63.9 (3.1)
合計	181.6 (8.8)	105.1 (-2.7)	38.3 (1.0)	150.8 (0.6)	211.8 (2.4)	687.6 (2.7)

部門別建設市場の推移と各国別諸指標

(単位: 10億ECU、対前年度伸率(%))

	1992	1993	1994	1995	1996
新規住宅	164.6 (2.9)	166.9 (1.4)	181.6 (8.8)	190.9 (5.1)	192.5 (0.8)
民間非住宅	119.8 (-3.8)	108.0 (-9.9)	105.1 (-2.7)	108.5 (3.3)	113.9 (5.0)
公共非住宅	38.6 (4.2)	37.9 (-1.9)	38.3 (1.0)	38.5 (0.5)	38.8 (0.9)
土木	154.8 (1.7)	149.8 (-3.2)	150.8 (0.6)	154.6 (2.5)	158.5 (2.6)
維持修繕	210.3 (1.6)	206.9 (-1.6)	211.8 (2.4)	216.2 (2.0)	221.8 (2.6)
合計	688.1	669.5 (-2.7)	687.6 (2.7)	708.7 (3.1)	725.5 (2.4)

(注) 西ヨーロッパ諸国とは、次表に掲げる15ヶ国。

欧州15ヶ国の建設市場、維持修繕、住宅ストック、住宅着工個数の大きさ(1994年)

	建設市場対GDP比率(%)	建設市場における維持修繕比率(%)	1,000人当たり住宅ストック	1,000人当たり住宅着工戸数
オーストリア	17.59	31.10	380.25	7.63
ベルギー	11.75	17.27	336.95	4.43
デンマーク	10.38	47.36	463.46	2.31
フィンランド	12.95	29.83	456.86	5.29
フランス	10.79	33.76	464.29	5.14
西ドイツ	12.60	24.41	434.09	7.59
アイルランド	14.18	21.89	336.13	4.99
イタリア	11.49	34.95	437.74	4.46
ノルウェー	10.43	19.27	411.49	4.90
ポルトガル	13.58	6.32	428.57	5.35
スペイン	14.08	17.56	391.07	6.91
スウェーデン	12.62	37.62	479.59	1.31
スイス	12.79	17.98	456.49	8.03
オランダ	10.46	39.55	401.43	6.67
イギリス	7.40	38.00	404.11	3.44
合計	11.49	28.95	425.91	5.52

注1) フランス、イタリア、スペイン、スウェーデンの建設投資は日曜大工・アングラ経済を含む

注2) 住宅ストックのイタリアは91年、ノルウェーは世帯数

注3) 住宅着工戸数は、オーストリア、ドイツ、ポルトガルは建築許可の数

II. ロシアの最新動向（その3）

前回はロシアの経済を概観し、体制転換を中心に国有企業の民営化がどう実施されてきたかを見た。今回はロシアの私有化についてその概略を見てみたい。

3. ロシアの私有化

(1) 概 略

ロシアでは、92年10月より、株式と交換可能なバウチャーを全国民に配布する方法で本格的に私有化が始まった。これはチェコで一足先に始まったクーポン方式（バウチャー方式とほぼ同義）の成功に刺激され、国内の反対派を押し切って実施された。国民は配布されたバウチャーで①直接株を購入するか、②投資ファンドに委託するか、③あるいはバウチャーそのものを他人へ売却するかができた。

民営化プログラムによると、バウチャーで株を購入できることになったが、とりわけ国営企業の従業員や関係者は、自企業の株を優先的に購入することができた。そのためロシアでは他国で見られない企業の持株所有制が全国に広がった。

こうしてバウチャー方式によってロシア企業の総資産の約3分の1が私有化され、GDPに占める民営化部門（私的セクター）率は58%に達した。このバウチャー方式は94年6月に終了し、現在はバウチャーを使用していない。一般的な私有化（ロシアでは「現金による私有化」と言われている）が実施されている。

(2) 特色と問題点

ロシアにおけるバウチャー方式の私有化の特色は、前述のようにバウチャーを売却できる点と、企業従業員が優先的に自企業の株を購入する点にある（注：チェコでは売却は禁止され、かつ持株制も原則的にできない）。このことは次のような問題を発生させた。まずバウチャーが売却できるので、一部の国民はバウチャーを売りにだし、それを悪名高い「マフィア」等が二束三文で買い占めた。マフィアだけでなく、旧国営企業の経営者、旧共

産党の幹部、高級官僚、地域社会のボス、新興金融機関のボスが同様の行動をとり、株式を独占的に買い占めることとなった。

もとよりバウチャー方式は、私有化のプロセスに全国民を参加させ、全国民を株主にする大衆私有化が最大の目標である。しかし、私有化そのものを全く知らない一部の国民は、目先の利益にばかり目を奪われバウチャーを売却してしまった。その結果、少数の国民に株が集中することとなり、富裕層を形成しはじめた。これが有名なロシア版「ニューリッチ」である。

第二に、企業の持株制の導入についてであるが、これは企業幹部自らの主導（イニシアティブ）の下に、従業員が自社株を購入した。私有化プログラムによると過半数以上の株を自企業で購入することができる。こうしていつたん国の管理を離れた巨大企業は、外部の株主が不在の所有関係があいまいな株式会社となった。このことは何を意味するのであろうか。

「持株企業」は実質的には、企業幹部が経営だけでなく株をコントロールできるため、旧社会主義体制時よりも企業コントロールがアナーキーとなる。企業幹部は既得権益を保守し、自らの保身に専念する。従業員も給料アップや厚生の充実に関心が集中し、一般にリスクをともなう長期的投資には幹部も従業員も関心を示さない。利潤は、すぐに自分たちで分配した方がいいに決まっている。従業員の不満をそらすことと自己保身で頭が一杯の幹部に、リスクのある投資を期待する方が無理である。

こうして巨大企業の内実は、旧体制下とほとんど変わっていない。リストラも長期投資も技術革新も掛け声だけでなかなか実行されていない。

実際に現地で話を聞いた一人としてレキタール教授は、「バウチャーによる私有化は国民の間に富の偏在を招いたことで、批判されなければならない。バウチャーの配布は受けたが私個人は、この政策への抵抗の意味を込めて「実現」しなかった——すなわち株の購入も、投資ファンドへの委託も、第三者への売却のいずれも行わなかった。私の妻とて同様である」と述べていた。

4. まとめ

モスクワのシェレメチエボ空港から車で市内に入る道すがら目に入るのは、多くの西側企業の看板やきらびやかな商店、さらには新興銀行の大理石造りの立派な店舗などである。われわれ旅行者が触れること見ることのできる範囲での資本主義化は着実に進展している。私有化の点から見ると、これ

は商店・新企業などの設立だから小規模私有化と言える。

ところがわれわれ旅行者が見る機会が少ない巨大企業の実態は聞くところによると改善されていない。これは今見てきたとおりである。経済統計もこのことを裏付けている。

表－1 ロシア経済統計

	1991	1992	1993	1994
実質GDP伸び率(%)	-12.0	-19.0	-12.0	-15.0
実質鉱工業総生産伸び率(%)	-14.7	-18.0	-16.2	-20.9
実質農業総生産伸び率(%)	-4.5	-9.4	-4.0	-9.0
実質小売り売上高伸び率(%)	-8.1	-39.0	2.0	
消費者物価前年比(%)	90.4	1,434.3	877.1	302.9
失業者数(登録ベース)(千人)	62	578	863	
貿易収支(百万\$)	6,438	5,401	17,541	19,831

出所：月刊海外経済データ平成7年5月（経済企画庁調査局海外調査課）

上記の表によれば、小売り売上高が93年にはプラスに転じている一方で工業生産は減少傾向が続いている。すなわち旅行者の目につかない基幹産業の実態は芳しくない。

3節で論じたように、私有化された企業のリストラは進展していない。生産は減少しており、西側企業ならばこうした状況では従業員を解雇あるいはレイオフするのが一般であるが、従業員が株主の企業での解雇は困難である。他方マクロで論ずれば、巨大企業がいっせいに解雇されおびただしい数の失業者が発生する。まさに社会的危機である。巨大企業はあえいでいる。

さらに外部株主不在の巨大企業の経営はどうなるのであろう。日本でも現在注目されているコーポレートガバナンスが今後の最大の課題であろう。インサイダーコントロールをいかに阻止するか、これがロシアでの私有化の課題である。

以上のようなロシアにおいて私有化は多くの障害・困難を克服しなければならない。その一方でニューリッチの出現で数多くの企業・商店も生まれ、モスクワは世界的に建設ラッシュとなっている。こうした点は評価しなけれ

ばならないが、その裏には多くの問題が山積している。

(参考文献)

「ソ連・東欧の経済改革支援のための日本の経験に関する調査」㈱日本総合研究所

「東欧に対する経済支援研究—政策提言—」㈱日本国際問題研究所

「旧ソ連・東欧・中国～市場経済化と民営化問題～」日本貿易振興会、海外経済情報センター

「旧ソ連邦共和国別経済実態調査」㈱日本総合研究所

(担当 濱)

III. 第12次欧米調査団速報版（その1）

当研究所は、関係諸機関の協力を得、今年6月中旬より第12次欧米調査団を派遣した。今回は（1）公共工事における設計施工、（2）中小建設業政策、（3）品質保証制度について調査を行った。今月より3回にわたり、その概要を紹介する。

1. 中小建設業政策関連

（定義）

一般に中小建設企業と言っても、各国の歴史的な背景、社会情勢等は、様々であり、よってその位置づけも各國様々である。以下に各國の中小建設企業のおおまかな定義を示す。

日本……官公需確保法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定により、建設業では、「資本の額または出資の総額が1億円以下」、または「常時使用する従業員の数が300人以下」のいずれかの要件を充足しているもの、としている。比較的広範囲に及ぶ。

アメリカ……主に以下の3つに分類され、それらは各中小企業保護プログラムによって、それぞれに適用される。

（1）小規模企業：SBA（中小企業庁）が設定するその他の基準や規模基準を満たしている営利企業。建設業に関するSBAの規模基準は、過去3年間の平均年間収入1,700万ドル（約14億5千万円）で、多くの専門建設請負業者に関しては、過去3年間の平均年間収入700万ドル（約6億円）である。

（2）小規模・社会的経済的弱者所有企業：1人あるいはそれ以上の社会的・経済的に不利な条件をもつ個人あるいは株主が少なくとも51%所有する小規模企業。

（3）女性所有小規模企業：米国市民であって、その企業を管理・運営している1人あるいはそれ以上の女性が少なくとも51%所有する小規模企業。

(1)、(2)、(3)いずれも日本のそれより、かなり限定されていると言える。

フランス……フランスの業界団体は大きくわけて、C A P E B、F N B、S N B A T I の3つに分かれている。そのうち今回訪問したC A P E Bは、個人では従業員15人以下、法人では従業員30人以下の零細業者の団体であり、業者数の55%をカバーしている。

イギリス……小企業は、従業者数13人以下、中企業は、従業者数79人以下と位置づけられる。中小企業は業者数全体の約98%を占める。

(政策概略)

アメリカ連邦政府……クリントン政権に代わって以来、政府は中小企業に対する政策を強化している。国民のすべての繁栄のためには、雇用創出の主要な担い手である中小企業の繁栄が不可欠であると考えている。

中小企業を対象に、政府関係の調達は、6つのプログラムがあり、中小企業に公平に受注できるようにしている。

ワシントン市……ワシントン市では、ローカル企業、小規模企業、マイノリティ企業、身体障害者企業に対する優遇プログラムがある。その中で入札価格優遇プログラムがあるが、企業によっては最高で12%優遇措置が与えられる。このプログラムは当初、2年間の时限立法であったが、今後も継続して行う予定である。

1992年裁判所より、マイノリティ優遇プログラムが違憲と裁定された。これは、マイノリティの人種を限定するものであったが、これ以後、このプログラムに関して、人種の限定の条項が取り払われた。

フランス……フランスでは中小企業保護政策はほとんどない。

フランスの中小企業団体C A P E Bを訪れたが、政府があまりにも中小企業に対して政策がなさ過ぎるので、彼らは政府に対し、何らかの保護政策を行うように訴えている。普通、政府は、大企業向けに法律が策定し、これを中小企業に無理に当てはめようとする。それに対抗するため彼らは活動を行っている。C A P E Bが設立されて、初めてかちとった法律（休業補償に関

する法律)が、ようやく3カ月前から、施行されている。

また、C A P E Bでは、中小建設企業を対象に、労働法に対する教育、入札指導、従業員に対する教育等の援助を行っている。

イギリス……イギリスでも、中小建設企業保護政策はない。

建設業に限らず、一般的な中小企業政策を担っている担当官庁は、D T I (貿易産業省)であり、建設政策に関しては、D O E (環境省)が行っている。

政府は、中小企業に対しては、保護政策ではなく、トレーニングによりいろいろな資格を与えたり、政府調達の受注機会のための情報等を与えるような政策をとっている。しかし、現状は零細企業は、トレーニングを受けにくいのが現状である。

大半の中小建設企業は、F M B (Federation of Master Builders)に加入している。そして、F M Bが政府と政策等の交渉を行う。F M Bには、18,000~20,000社加入している。

2. EU関連

(1) G A T T政府調達協定によるEU指令の改正について

G A T T政府調達協定は、EU指令とほぼ同等であるため、この協定による改正はわずかである。適用額の範囲は、G A T T政府調達協定に合わせ、500万ECUから500万SDRと改正する。その他の改正についても、現在改正案は理事会に提出されており、今秋決定される見込みである。

(2) 改正EU指令と国内法の関係について

以前からEU指令を国内法として取り込んでいる国は、EU指令の改正についても国内法を円滑に改正できるであろうが、EU指令を未だ国内法に取り込んでいない国は、改正後のEU指令を国内法に取り入れるのは困難であると予想される。しかし基本的にEU指令は、国内法より優先され、国内法化されていなくても、指令自体が法的効力がある。

(3) 中小企業政策

EU内では、完全な競争環境を保持するという仕組みを実施しており、その中で中小企業を優遇することは、EU指令に反する。しかし、実態については、各加盟国で発注主体が約50万あり、完全に把握しきれていない。

一般的な中小企業政策は、中小企業に対する情報提供や研修に対する助成

制度などがある。情報提供は、欧州情報センターで、プロジェクト、入札機会、準備方法、パートナー探し等に関するものである。

(4) G A T T 政府調達協定の適用基準額について

公共建設市場におけるG A T T 政府調達協定の適用基準額のカバー率について尋ねたところ、彼らは日本のそれについて非常に問題意識を持っている様子であった。つまりE Uでは適用基準額で非常に広範囲にカバーしているが、日本はそれほどではないだろうと述べるところがあった。

(担当 松尾)

IV. 「投資のあり方委員会」中間報告の概要

平成6年11月から当建設経済研究所の主催により「今後の投資のあり方委員会」を開催し、21世紀の社会を見据えた今後の投資の方向性について検討を進めてきたが、この程、中間報告がまとまり、本年6月に発表を行った。以下にその報告の概要を紹介する。

はじめに

最近の我が国内外の社会情勢は、かつて予想できなかった程の変容を遂げ始め、それは今後も拡大していく様相を見せている。

国際情勢に目を向けると、冷戦構造の崩壊による各国の相互依存の多極化が進み、その反面、EU等の強固なブロック経済圏が確立してきている。また、東アジア諸国が目覚ましい発展を遂げ、我が国の世界経済における優位を維持するのは、従来以上に困難の度を強め、更に、最近の急激な円高は、我が国産業の存立基盤をも大きく揺るがし始めている。

国内情勢は更に深刻であり、我が国経済は、バブルの崩壊による調整局面から抜けきれておらず回復への処方箋を模索中である。これに加え、人口減少・高齢化社会の到来は目前に迫っており、経済ポテンシャルの低下は避けられない状況にきている。また、生活の豊かさも、住宅・生活関連資本、さらには環境保全においてまだまだ改善すべき面が多く、今後の高齢化社会に対応した整備も早急に図らなければならない。

上記のような状況の大きな変化を見れば、長期的には我が国の投資余力が限られてくることは明らかであり、経済的潜在力の低下が必須である21世紀を迎えるまでに、現在当面している経済社会問題と将来起こるであろう課題に対し、両にらみのスタンスで対応していく必要がある。

本報告では、我が国内外の経済情勢と今後の方向性を見極めるべく、「日本の経済社会の現状」「今後の日本経済社会の動向」を検討し、2000年を越え活力ある社会の展開を視野に入れた1990年代後半の「投資のあり方の基本的な考え方」を提示する。

1. 投資のあり方検討にあたっての基本認識

投資のあり方を検討するための基本認識として、我が国の経済社会の動向につき先ず説明しておこう。

(1) 日本の経済社会の現状

① 経済成長ポテンシャルを下回る低成長の進行

現在の日本の経済成長ポテンシャルは3%を越える水準にあるが、実際の成長率は1990年代前半で1.3%（実質GDP成長率・見込み）程度の低成長にとどまっている。また、年金制度・財政制度等のシステムは3.5%成長率を前提に運営されており、低成長がこのまま続けば、これらのシステムの維持が困難となる。

② いまだ不十分な住宅・社会資本ストック

経済大国の評価を享受している日本であるが、住宅・社会資本ストックにおける水準の低さは枚挙に暇がない。

例えば、「住宅」では、一人当たり床面積で日本は欧州先進国の8割、アメリカの5割である。また、借家と持家の格差（一人当たり床面積）についても0.37と欧米諸国に比して極端に大きい。 【図表1】

「下水道」「都市公園」「道路」「電線等地中化」の生活関連・文化社会資本においても状況は同じである。

③ 民生・運輸部門におけるエネルギー消費の増大

産業部門のエネルギー消費量は積極的な省エネ対策の推進により1970年以降伸びが鈍化しているが、民生・運輸部門では国民生活水準の向上を背景に増加の一途を辿っている。今後、エネルギー節減は民生・運輸部門において重要となり、高機密・高断熱住宅の普及、エネルギー効率を考慮した輸送手段への積極的な投資が必要となる。 【図表2】

【図表1】 住宅1人当たりの床面積の国際比較

	1人当たり 床面積 (ストックm ²)	1戸当たり床面積(ストック・m ²)			1戸あたり 床面積の 借家/持家格差
		合計	持家	借家	
アメリカ (*は中央値)	*61.3('91)	*157.7('91)	*164.9('91)	*116.6('91)	0.71
イギリス	36.6('91)	97.9('91) 建設省推計	109('91)	94('91)	0.86
ドイツ (西ドイツ)	35.5('87)	86.3('87)	112.7('87)	69.2('87)	0.61
フランス	39.6('90)	85.4('90)	96.1('84)	67.9('84)	0.71
イタリア	—	—	—	—	—
スウェーデン	—	—	—	—	—
日本	31.0('93)	92.6('93)	122.8('93)	45.7('93)	0.37

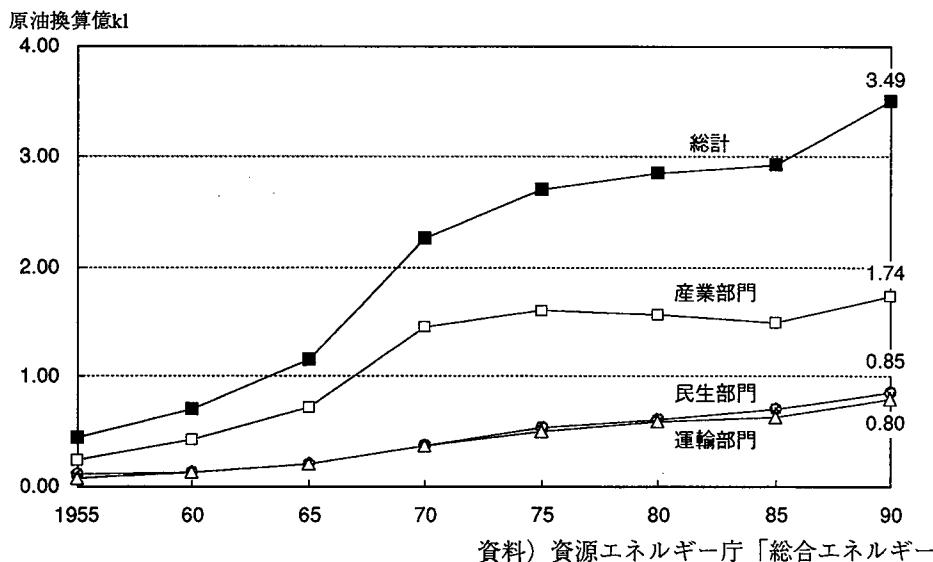
注1) 米の床面積は、共同建・長屋建は含まず／英の持家と借家は、戸建、長屋建のみのもの
 注2) 各国の床面積の測定方法は以下のとおり

米：外法／英：戸建・長屋建は外法、共同建は内法／独仏：内法／日：壁芯

資料) 外国—「Annual Bulletin of Housing and Building Statistics for Europe」「世界統計年鑑」(国連)
 「American Housing Survey」「Housing and Construction Statistics」等

日本—「平成5年住宅統計調査(速報)」「人口推計月報」

【図表2】 我が国最終エネルギー消費の推移



資料) 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」

④国土の安全化対応の不十分さ

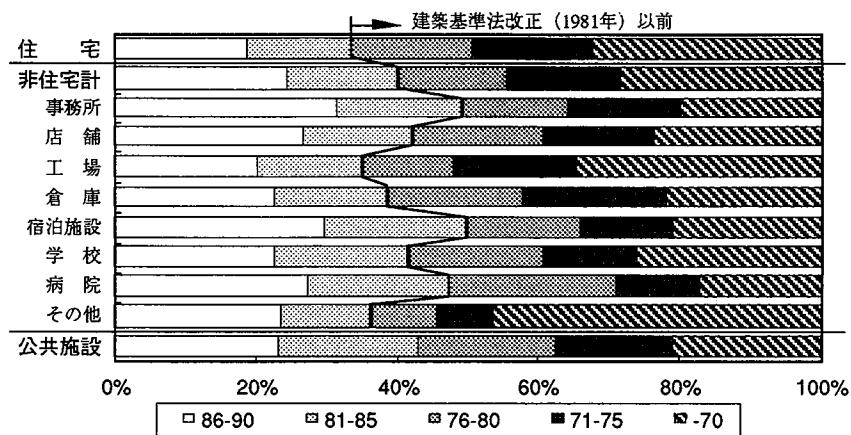
阪神淡路大震災で露呈した都市の安全化対応の遅れもさることながら、台風、豪雨、火山活動等の自然災害による人的・物的被害を見るかぎり国土レベルで安全化対応が未だ不十分であるといえる。

例えば、住宅ビル等の建築物で新耐震基準（1981年）以前に建てられたものが6割程度ある。

【図表3】

あるいは、老朽化した木造賃貸住宅が密集している地域、災害危険度が高い住宅密集地域等、住環境を整備すべきとされている地域は東京都区部で面積の約22%もある。また、沖積平野の氾濫地域に総人口の約50%、総資産の約75%が集中している。

【図表3】 建設物ストックの経年別構成（1990年まで）



注1) 住宅は戸数ベース（総務庁「住宅統計調査」1993年）

注2) 非住宅は民間・床面積ベース（1993年推定、「建設投資中長期予測検討委員会」資料より作成）
注3) 公共施設は1985年価格ベース（同上）

（2）今後の日本の経済社会の動向

①世界に比類のないアンバランスな社会の現出の恐れ

—少子化・高齢化の進展

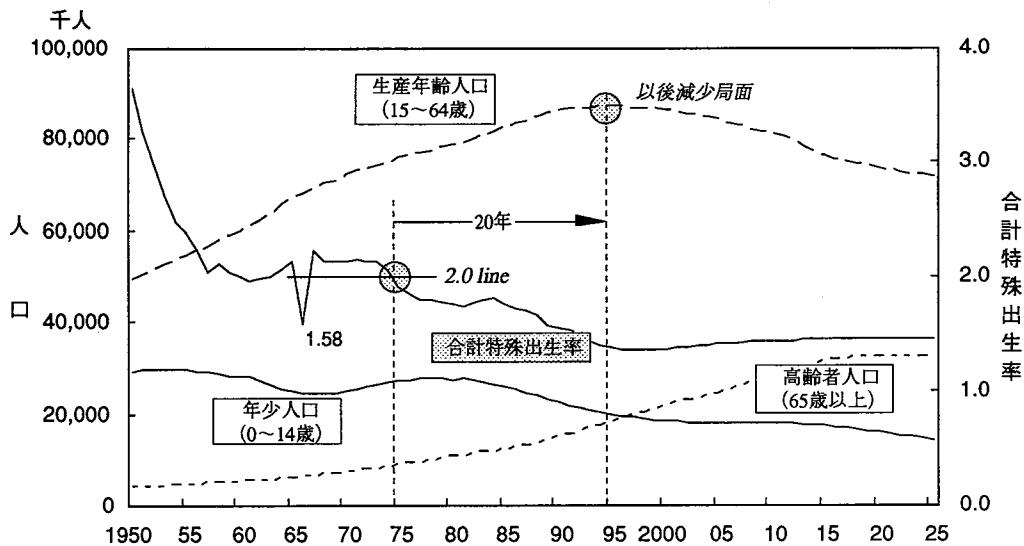
今後の日本の社会経済のフレームを決定づけるのは、少子化・高齢化に代表される人口動向のドラスティックな変化である。

合計特殊出生率が、20年前（1975年）のオイルショック以降、2を割り始め現在の1.5まで急下降している。これにより生産年齢人口は1995年から減少局面に突入し、その後加速化することになる。反面、高齢化は着実に進み、1997年までには高齢者人口（65才以上）が年少人口（14才以下）を追い

抜き、2005年以降は世界で最も高い高齢者率となる。（以上厚生省人口問題研究所 低位推計による）

【図表4】

【図表4】 合計特殊出生率と年齢3区分別人口推移



資料) 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」1992年（低位推計）

②経済成長ポテンシャルの低下の恐れ

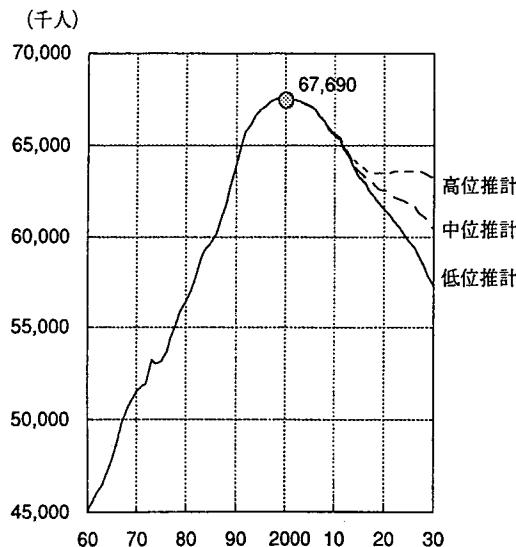
次世代経済発展基盤（ネットワーク、情報、研究基盤等）への投資の重点化により一定の生産性向上は可能であろう。しかし、年率1.5～2%の生産性向上を維持したとしても、2000年以降、労働力人口は減少局面に入るため全体として経済成長ポтенシャルは急速に低下せざるを得ない状況にある。

【図表5】

なお、1990年代前半は、1.3%（実績見込）の経済成長しか遂げていないが、これは経済成長ポтенシャルを活かしきれていないことを意味する。今後、経済成長ポтенシャルを十分に活かすことが出来れば1990年代後半は3%を上回る成長も可能であろう。

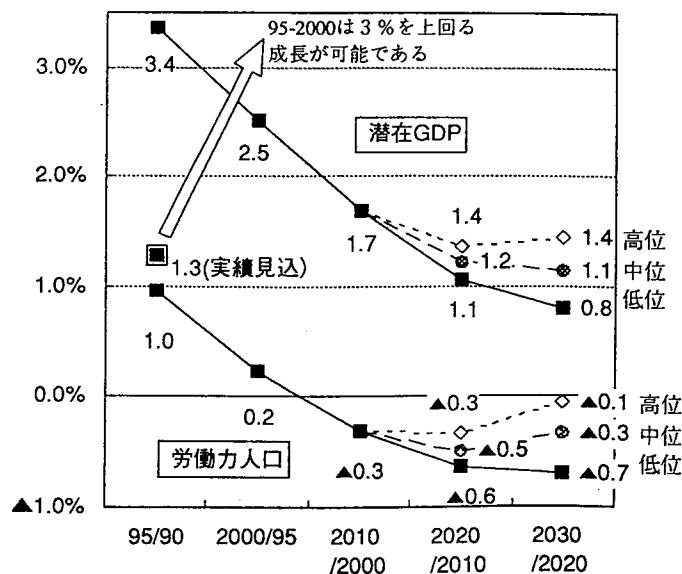
【図表6】

【図表 5】 労働力人口の見通し



※因に、女性の労働力率が今後向上すれば、労働力人口全体は増加するものと考えられる。例えば、30～34歳女性の労働力率が1993年の53%から2000年には60%台に上昇するといった推計があるが（労働省「中期雇用ビジョン」）、これにより労働力人口全体は約20%増加することになる。

【図表 6】 潜在GDP成長率および労働力人口伸び率の見通し



注) 労働力人口の減少を労働生産性の向上で補うシナリオ

③人口減少・高齢化進展地域の増加

1994年は戦後初めて東京圏への人口流出がマイナスとなり、地方の人口減少＝東京圏への人口流出にあった人口移動の構図もここに至って変化の兆を見せ始めた。しかし、今後も東京圏への流入がストップしても、低下した出生率が今後も続くとすると、2000／1995年で14県、2005／2000年で18県、2010／2005年には38県が人口減少に直面することとなる。

【図表 5】

【図表7】 都道府県別人口の展望（低位推計ベース、封鎖人口）

低 位	94/93実績 (自然増加率)	95/90	2000/95	05/00	10/05	(単位 %)
全 国	0.28	0.26	0.18	0.11	▲0.05	
高 知	▲0.10	▲0.14	▲0.22	▲0.25	▲0.36	
秋 田	▲0.03	▲0.06	▲0.21	▲0.26	▲0.38	
島 根	▲0.04	▲0.05	▲0.13	▲0.12	▲0.21	
山 口	0.02	▲0.04	▲0.10	▲0.13	▲0.28	
和 歌 山	0.03	▲0.00	▲0.09	▲0.15	▲0.30	
徳 島	▲0.02	▲0.01	▲0.09	▲0.14	▲0.28	
山 形	0.07	0.04	▲0.10	▲0.13	▲0.23	1995年から
大 分	0.11	0.02	▲0.07	▲0.10	▲0.21	減少局面へ
鹿児 島	0.09	0.05	▲0.05	▲0.04	▲0.10	
富 山	0.07	0.05	▲0.04	▲0.09	▲0.27	
香 川	0.06	0.04	▲0.04	▲0.08	▲0.23	
愛 媛	0.07	0.05	▲0.03	▲0.07	▲0.20	
鳥 取	0.06	0.07	▲0.03	▲0.03	▲0.11	
新 潟	0.14	0.11	▲0.00	▲0.03	▲0.14	
岩 手	0.15	0.12	0.01	▲0.02	▲0.13	2000年から
熊 本	0.19	0.13	0.02	▲0.01	▲0.12	減少局面へ
青 森	0.19	0.15	0.03	▲0.01	▲0.13	
長 野	0.16	0.13	0.04	▲0.00	▲0.13	
東 京	0.23	0.26	0.15	0.02	▲0.20	
三 重	0.22	0.17	0.08	0.02	▲0.15	2005年から
北 海 道	0.23	0.22	0.11	0.04	▲0.13	減少局面へ
岡 山	0.13	0.13	0.09	0.05	▲0.11	
山 梨	0.26	0.16	0.08	0.04	▲0.10	
福 井	0.25	0.19	0.08	0.04	▲0.09	
石 川	0.24	0.21	0.13	0.08	▲0.09	
岐 阜	0.24	0.24	0.17	0.11	▲0.08	
广 島	0.25	0.23	0.16	0.10	▲0.06	
京 都	0.19	0.23	0.21	0.14	▲0.05	
兵 庫	0.27	0.27	0.20	0.14	▲0.04	
福 岐	0.25	0.21	0.09	0.07	▲0.04	
宮 崎	0.27	0.16	0.05	0.05	▲0.03	
群 馬	0.27	0.23	0.15	0.12	▲0.03	
大 阪	0.35	0.37	0.30	0.20	▲0.03	
福 岡	0.27	0.24	0.17	0.11	▲0.03	
静 岡	0.32	0.29	0.20	0.14	▲0.02	
長 崎	0.20	0.15	0.07	0.07	▲0.01	
佐 賀	0.20	0.13	0.06	0.07	▲0.00	
奈 良	0.27	0.28	0.24	0.18	▲0.00	
栃 木	0.37	0.25	0.16	0.14	0.01	2010年までは
宮 城	0.32	0.33	0.22	0.17	0.02	減少せず
神 奈 川	0.48	0.46	0.37	0.24	0.03	
茨 城	0.32	0.28	0.21	0.18	0.05	
愛 知	0.48	0.46	0.38	0.28	0.06	
千 葉	0.41	0.39	0.33	0.26	0.07	
滋 賀	0.40	0.38	0.31	0.28	0.13	
埼 玉	0.52	0.47	0.43	0.34	0.14	
沖 縄	0.84	0.78	0.71	0.63	0.50	

注) 数値は当該期間内の年平均人口増加率

資料) 厚生省人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」「日本の将来推計人口」1992をもとに推計

2. 「今後の投資のあり方」についての基本的な考え方

上記の日本経済の現状及び今後の動向を踏まえ、今後の投資のあり方、及び投資を進めるにあたっての留意点は次の通りである。

(1) 今後、重点的に投資を行うべき項目

① 経済成長ポテンシャルを十全に活かすための高い伸びの投資

1990年代前半は経済成長ポтенシャルを生かすことができなかった。そして21世紀以降はポтенシャル自体の低下が避けられない。現在および将来の諸問題を解決するために手を尽くせるのは1990年代後半の限られた期間しかないものである。

従って、新公共投資基本計画を踏まえ、高い伸びの公共投資を実施することで日本経済の潜在力を引き出すことを先ず念頭に置くべきである。

② 投資の重点項目について

1990年代後半において重点的に投資を行うべき項目は主に次の五点があげられる。

(A) 次世代経済発展基盤施設への投資

将来の経済成長ポтенシャルの維持・向上のために必要な基盤施設の整備

- ・国際的・国内的基幹ネットワークの構築

例えば、ハブ空港、高速道路、それらへの交通アクセス網の整備

- ・情報化設備の拡充

例えば、光ファイバーネットワーク、情報キャブの整備

- ・科学技術

例えば、研究基盤施設の整備

(B) 住宅および生活環境・文化関連社会資本への投資

不十分なストックを改善していくとともに、21世紀型まちづくりを目指した総合的な整備・開発を促進。

- ・住宅の規模および質の向上

十分な居住スペースの確保された住宅の普及。省エネや室内空気

- 環境を考慮した質の高い住宅の普及。
- ・住宅以外の居住環境における改善
 - 例えば、下水道、都市公園、交通混雑解消、電線地中化

(C) 国土の安全化対応への投資

- ・多極分散の推進
- ・オープンスペースの確保
- ・資本ストックの耐震性の向上

(D) 高齢者向け施設への投資

- ・高齢化対応住宅の普及
- ・介護施設の充実
- ・駅舎、道路等の交通インフラの高齢者対応

(E) 次世代を担う人材を育成するための投資

- ・育児・生活環境施設の整備
- ・教育機関における設備を充実

(2) 投資を進めるにあたっての留意点

そして、これらの投資を進めるにあたっては次のような点を留意すべきである。

①投資における総合的視点の必要性

従来の投資政策は、個々の投資項目単位の計画によって進められがちであったが、個々の社会資本の充実が地域全体の最適化につながらず、事後措置等による無駄なコストが発生していた点も少なからずある。また、環境保全、エネルギー消費抑制の観点もなおざりにできない。

今後の限られた投資余力を考えると、将来に残すべき社会・生活基盤ストックへの投資においては総合的視点に立った施策が要求されてくる。すなわち投資の組み合わせ、バランスをシステムティックに考え、最大限の効果を引き出す資源配分をいかにしてなすべきかを十分に検討していかなければならない。

②投資と関連施策のベストミックス

更に、高齢化・少子化をはじめ今後の社会問題の解決には、単なる投資のみならず、それに関連する諸制度、立法等の関連施策が重要な要素となる。実施にあたっては個々の状況に応じて投資と関連施策のベストミックスも検討していかねばならない。

③公共ストックと民間ストックの機能分担の見直しによる、公的資金の効率的利用

これまで、公的機能を果たすストックに対しては公的資金が投入され、私的機能を果たすストックは民間資金で賄われてきた。しかし、今後、社会・生活基盤投資に多くの財源を振り向けていくこと、及び整備手法の多様化を考えると、民間ストックの一部を公的機能として活用し、公共ストックの一部を民間に利用させることで、ストック形成における公的資金の削減を図っていく必要がある。

④経済成長ポテンシャルを活かす投資のための財源について

1990年代後半ではまだ民間資金は潤沢である。特に近年、保険・年金等の契約型貯蓄の増加が顕著である。この豊富な資金を社会・生活基盤投資に振り向けるには、国債、地方債の活用や、新しいファイナンス（例えば地方債の流動化）の仕組みづくりに取り組む必要がある。

⑤次世代経済発展基盤施設等、将来の経済発展のために必要な重点項目に対し、状況に応じて公的負担を拡充

将来の日本を支えていく上で、必要性は高いものの、受益者負担のみでは整備が難しいインフラ、および民間投資への援助が必要なインフラに対し、状況に応じた公的負担の拡充を図ることも必要である。

(付記) バランスある社会及び経済成長ポテンシャルの持続のためには、次世代の養育負担の社会化への切替が必要

翻って、人口の減少を緩和させる手立てがないかについても模索していく必要がある。現在、子供の養育・負担は大部分が各家庭に依存しているが、養育は別として負担部分については社会全体で分担していく仕組み（税制、児童手当、育児休暇、勤労形態等）が必要である。次世代を支える子供の生まれる環境を整備していくことには最大限の配慮がなされるべきであり、更に、これらの仕組みづくりにより女性の社会進出の機会も拡大される。

なお、高齢者インフラの整備は、高齢者が労働を続けていける環境の整備にもつながり高齢者の労働力確保の点からも重要である。

（担当 古内）

V. 米国事務所から

今月の米国事務所からは、ワシントン日本商工会6月研修会(1995.6.28)において行われた、Judith Bellow 女史の講演につき、その要約をレポートする。Judith Bellow 女史はブッシュ大統領の下で米国通商代表部の法律顧問を務めた日米問題のスペシャリスト。尚、本講演は日米自動車交渉合意の知らせが入ってきた直後のものであることを付記しておく。

[演題] 『変わりつつある米国の対日政策』

[講演内容（要約）]

現在、米国のトレンドは内向き傾向にある。多くの国民の関心は、犯罪、麻薬、失業対策といった国内問題に向けられており、国際関係の唯一重大な関心事は核兵器問題である。こういった姿勢は急速な世界的変革の時期においては危険な現象である。米国は世界の指導者としての役割を担う責任があり、孤立主義や単独主義への動きに屈服してはならない。

最近のクリントン政権がとっている日本の高級自動車に対する制裁の脅しは、発足まもない、しかもクリントン政権自身が後押ししてつくった世界貿易機構（World Trade Organization (WTO)）をないがしろにした一方的政策手段に他ならない。また、この一方的な制裁手段はクリントン政権の結果志向型通商政策（results-oriented trade policy）のトレードマークにもなってきている。これは、レーガン政権の市場重視型個別分野協議（Market-Oriented Sector Specific (MOSS)）とブッシュ政権の構造協議（Structual Impediments Initiative (SII)）がミックスされたもので、「包括的な外交交渉」という重要な視点が欠如した強硬的な最後通称的手段である。

確かに、スーパー301条による制裁措置は有効な手段ではあるが、適切な時と場所を選んで発動されるべきものである。例えば、1980年代、スーパー301条による日本のタバコ産業の独占的支配の解体は、関係者すべてに利益を与え、双方にとって満足のいく状況をつくりだしたという成功例もある。

しかしながら、現在のグローバルな状況においては単独主義的な動きは適切な方法とは言えない。米国の貿易赤字はますます悪化し、その結果、スー

パー 301条項の乱用、絶え間ない日本政府に対する市場開放圧力といった攻撃的な通商政策が当たり前となってきた。この流れは、自動車協議で終わりというわけではなく、航空問題、コダック対富士フィルム問題等がまだ次に控えている。そして、自動車協議についても期限ぎりぎりで合意せざるを得ず、未解決の問題を残している。

日本と米国はお互いの忠告を無視し続けてきた長い歴史を持っており、最近の貿易紛争の交渉において、双方とも誤りを犯している。すなわち、日本は、日本市場が他の先進国市場に比較してオープンになっていないということを認識してこなかったし、世界各国の状況改善の忠告も無視してきた。一方、米国は、1985年以来の単独主義的通商政策を、1995年においても有効であるかのように行使し続けてきた。また、ヨーロッパ諸国は、日本と米国が不安定な波及効果を全世界に広げる道を歩んでいるときに、日米双方の手助けをしようとはしてこなかった。

さらにまた、メディアは日米双方の効果的交渉の障害となっている。メディアによって、一度対立的な立場が報道されると、日米双方の交渉担当者のフレキシビリティは制約されてしまう。国民の注視する中で、国民の信頼をつなぎとめておくためには、交渉担当者は「弱腰」と見られないことを意識して、交渉の場で容易に立場が変えられないでいる。

将来、日米双方は、今までとは違った交渉方法が要求されてくる。交渉はもっと目立たないように行われるべきであり、メディアを通してではなく外交の場で議論されなければならない。米国は、スーパー 301条が交渉を成功させる手段でないこと、専門的な落ち着いた交渉が必要であることを十分認識すべきであるし、同時に日本も自国の市場をオープンにすることは日本国民の利益になるという忠告に耳を傾けるべきである。そして、今後、日本の政治家は、日本においてフェアな貿易状況と競争的市場がつくりだせるかどうかによって、そのリーダーシップが試されてくるであろう。

Judith Bellow 女史 略歴

1971 ノース・カロライナ大学卒
1975 エール大学 ロースクール卒
1977～1982 国務省法律アドバイサー
1982～1984 商務省輸入管理担当副次官補
1985～1989 米国通商代表部法律顧問兼スーパー 301条委員会委員長
1989 大統領連邦倫理法律改革委員会委員
現在 SIDLEY & AUSTIN で国際貿易に関する法律顧問を担当